



議員提出議案第 四 号

昭和六十年年度治水関係予算に関する意見書提出について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、建設大臣、大蔵大臣に意見書を提出する。

昭和五十九年六月十五日

- | | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 吉田公博 |
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 角本章 |
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 御松積 |
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 高天豊 |
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 田栗公雄 |

昭和五十九年六月拾五日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

昭和六十年年度治水関係予算に関する意見書

土砂災害から国民の生命財産を保護することは、国政の基本である。にもかかわらず、多数の地域住民が危険にさらされている現状にある。

しかも打ち続く公共事業予算の抑制と激甚な災害のため砂防関係予算は、災害の緊急対応予算と化し、このまま推移すれば管内の砂防関係事業の計画的な施行は、不可能となる事態を招来すること必至である。

よって、昭和六十年年度における砂防、急傾斜地対策を含む治水関係予算については、国土保全の重要性を十分認識し、次の措置を講ずること。

一、昭和六十年年度治水関係予算の規模については、災害対策費は別枠とし、計画的に推進すべき事業費の縮小分砂防二百三十億円、急傾斜地六十億円を含む治水関係予算千四百億円を回復すること。このため必要な国費九百億円を増額すること。

二、特に、昭和五十八年に五箇年計画を策定した急傾斜地崩壊対策事業については、策定の趣旨を十分尊重して、これが計画達成に必要な額を確保すること。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十九年六月十五日